

## 一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会の会費等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会定款(以下「定款」という。)  
第7条の規定に基づき、一般社団法人千葉県高齢者福祉施設協会(以下「当協会」という。)  
の会費等の取扱いについて基本的事項を定め、それによってこの法人の事業活動に経常  
的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

### (入会金及び会費)

第2条 入会金及び会費の額は、別表のとおりとする。

### (会費等の納入)

第3条 当協会に新たに入会した会員は、入会金を請求書(別紙様式第1号)に基づき納入  
期限までに納入しなければならない。

2 会員は、毎事業年度の会費を請求書(別紙様式第2号)に基づき納入期限までに納入し  
なければならない。

### (資格喪失に伴う会員の会費納入義務等)

第4条 会員が、退会するときに会費の未納があるときは、未納会費を納入しなければならない。

2 当協会は、会員が納入した入会金及び当該事業年度において納入した会費については、  
これを返還しない。

### (改正)

第5条 この規程を改正するときは、理事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。

### (その他)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成25年5月30日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

別表(第2条関係)

施設種別	入会金	年会費	入所定員 加算会費	併設施設 会費特例
特別養護老人ホーム (29人以下)	100,000円	30,000円	定員数×100円	併設ケアハウス、併設短期入所生活介護事業所、併設認知症対応型共同生活介護事業所、及び併設小規模多機能型居宅介護事業所については、 年会費 10,000円 加算会費 定員数×100円
特別養護老人ホーム (30人以上)		50,000円		
養護老人ホーム	100,000円	40,000円		
軽費老人ホーム	100,000円	30,000円		
ケアハウス	100,000円	30,000円		
短期入所生活 介護事業所	100,000円	10,000円		
認知症対応型 共同生活介護事業所	100,000円	10,000円		
小規模多機能型 居宅介護事業所	100,000円	10,000円		
有料老人ホーム	100,000円	30,000円		